

## 第24回

# 経営者、社労士向けセミナー ～プロジェクト責任者に対する成果給制度の導入について～

**日時** 2024年 11月15日(金)15時～17時

**場所** 弁護士法人ALAW&GOODLOOP長崎オフィス。参加人数により会場が変更となる場合があります。

**定員** 10名

**受講料** 20,000(税込)

**講師** 弁護士・社会保険労務士 植木 博路

### 【セミナー概要】

新規プロジェクト(PJ)を行う場合に、その責任者のやる気を引き出したり、PJの遂行や結果について責任の所在を明確にするための、PJ責任者に対する成果給について、説明します。

### 【このセミナーで学べること】

①プロジェクト責任者に対する成果給とはどのようなものか、②制度設計の際に注意すべきこと、③制度導入の具体的手続

お問い合わせ  
合わせ TEL:095-895-7532